



# 肥料価格高騰対策事業について



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者(販売農家)の肥料費を支援する事業です。



## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料が対象です。  
(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割が支援金として交付されます。

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left[ \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[ \begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right) \times 0.7$$

計算例 [肥料費30万円 - (30万円 ÷ 1.5 ÷ 0.9)] × 0.7 = 54,400円  
↑ 1.5倍の場合

《注意》支援金の算定には、肥料購入に関する注文書、請求書、領収書等が必要となりますので保管しておいて下さい。

## 申請に必要なもの

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔 ※注文票のほか、領収書または請求書が必要です。  
 ※本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々申請となります。 〕

- 2 化学肥料低減計画書の提出(化学肥料低減に向けた取組メニュー2つ以上の取組み)

取組メニュー

土壌診断による施肥設計	緑肥作物の利用
生育診断による施肥設計	低成分肥料の利用
堆肥の利用	可変施肥機の利用
有機質肥料の利用	局所施肥の利用 など

申請方法や申請スケジュールの詳細については、次号の広報誌(レインボー)またはJAみやぎ仙南ホームページ等にて別途お知らせ致します。



本事業を詳しく知りたい場合は  
農林水産省ホームページをご覧ください！

肥料価格高騰対策事業

